



令和 5 年度

人間関係学部 共生社会文化研究所年報

Institute of Inclusive Society and Culture



2023

大妻女子大学
OTSUMA WOMEN'S UNIVERSITY

目次

I 巻頭言	1
巻頭言 人間関係学部長 齊藤 豊	
II 所長挨拶	3
所長挨拶 共生社会文化研究所長 福島 哲夫	
III 共生社会文化研究所の概要	5
IV 事業報告 令和 5(2023)年度	8
・ 研究員提案事業	
1 地方自治体が主導する農福連携の成果に関する研究 ～プログラム評価の手法を中心に～ (小川 浩・藤本 優)	9
2 地域生活支援を行っている福祉専門職に対する実践力・研究力を向上させるための ワークショップ (藏野 ともみ・朝倉 由衣)	11
3 女性のためのこころ・からだウェルネス講座 ～マインドフルな自分探し (八城 薫・大村 美樹子・志間 菜乃子・長嶺 沙耶・西堀 まゆ・森 賢美)	13
4 ソシオエステティックの普及・啓発に関する講演・ワークショップ (藏野 ともみ・光江 弘恵)	15
5 女性の発達障害とひきこもり経験の社会学 ―ジェンダー、親密圏、就労をめぐる対話 (小川 浩・澤田 唯人)	17
6 ASDのある人の就労上のバーニアウトとメンタルヘルスに関する調査・研修事業 (小川 浩・千田 若菜・柴田 珠里・岡田 智)	19
7 保育現場における臨床心理学的支援についての研究会 (田中 優・古田 雅明・山本真知子・春日 文・廣瀬 雄一・沼田 真美・黒川 ころこ・ 柳川 麻華・宗 杏佳音・松本 千明・浜本 佳奈)	21
8 非行少年のソーシャルワークに対する臨床心理学の知識・スキルの有効性を検証するための パイロット・スタディ (福島 哲夫・多賀 努)	23
・ 収支報告	25
V 資料	
大妻女子大学人間関係学部 共生社会文化研究所規程	26
大妻女子大学人間関係学部 共生社会文化研究所運営委員会規程	28
大妻女子大学人間関係学部 共生社会文化研究所特別研究員規程	29
大妻女子大学人間関係学部 共生社会文化研究所紀要「共生社会文化研究」投稿規定	31



大妻女子大学
人間関係学部長
齊 藤 豊

I 巻頭言

学部と研究所の協業によって多文化共生を目指す

2023年に人間関係学部は設置25周年を迎え、共生社会文化研究所はその設置5周年という節目を迎えることとなりました。この二つの記念すべき年を迎え、学部と研究所が協業する意義について考察いたします。

人間関係学部は、その四半世紀にわたる歴史の中で、社会学、社会・臨床心理学、人間福祉学の領域において、人間の多様な関係性に関する理論と実践を深めてきました。これらの領域において、個人と社会、文化と価値観、コミュニケーションと対話といった幅広いテーマに取り組み、多くの優れた人材を育成してきました。一方、共生社会文化研究所は、設置以来、人々が共に生きるための新しい社会モデルの探求に努めてきました。

共生社会とは、多様な人々が共に生き、互いに支え合う社会のことです。これには、多文化共生や障害者との共生が含まれ、文化的、社会的なバリアを取り除くことが重要です。具体的な取り組みとしては、異文化理解教育やバリアフリーのインフラ整備などが挙げられます。

多文化共生の研究は、異なる文化を持つ人々が共存する社会の実現に向けた重要なステップです。具体的には、移民や難民の受け入れと統合を支援するプログラムの開発や、多文化教育の推進があります。これにより、異文化理解が深まり、社会の包摂性が高まります。

インクルーシブな社会とは、全ての人が社会の一員として受け入れられ、参加できる社会を指します。これは、障害者、高齢者、マイノリティなど、社会的に弱い立場にある人々の権利を守ることを意味します。

社会学、社会・臨床心理学、人間福祉学と共生、社会、文化の各領域は、いずれも人々の幸福と社会の調和を追求し、個人の成長と社会的な発展を両立させることを目指す点で共通しています。これらの共通点は、それぞれの分野が協力し合うことで、より包括的で効果的なアプローチを提供する基盤となります。各分野の専門家が連携することで、問題の多角的な理解が可能となり、社会的な課題に対する総合的な解決策を模索することができます。

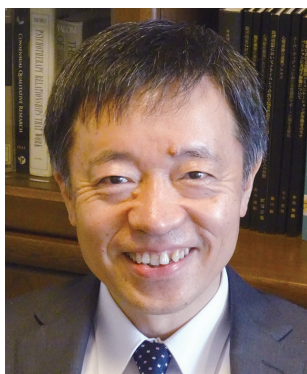
特に、多文化共生やインクルーシブな社会の実現に向けた具体的な研究活動を推進し、実践と理論の橋渡しを行ってきました。これにより、多様な文化背景を持つ人々が共に生活し、互いに尊重し合う社会の形成が促進されます。加えて、個人の心理的な健康や福祉を支える仕組みを整備することで、社会全体のレジリエンスが向上し、持続可能な社会の構築が期待されます。

この5年間、私たちは多様な背景を持つ人々が共に生きる社会の実現を目指し、数々のプロジェクトや研究活動に取り組んできました。社会の多様性と包摂性を推進するための理論的・実践的な研究は、私たちの使命の中心にあります。皆様のご支援とご協力があったからこそ、ここまでの成果を上げることができました。

特にこの1年、私たちは新たな挑戦と機会に満ちた時期を経験しました。パンデミックや社会的変革の中で、私たちの研究はますます重要性を増しています。共生社会の実現に向けた課題に直面しつつも、希望と創造力を持って未来を見据え、前進していく決意を新たにしています。

この年次報告書では、1年間の活動報告、研究成果、そして今後の展望を詳細に紹介しております。これまでの努力と成果を共有し、さらに皆様からのご意見やご提案をいただけることを楽しみにしております。

最後に、共生社会文化研究所の成長と発展にご支援を賜りましたすべての皆様に、心から感謝申し上げます。私たちの研究所は、皆様のご支援なくして成り立ちません。引き続き、共により良い社会を築いていくためのご指導とご協力をお願い申し上げます。



大妻女子大学
共生社会文化研究所長
福島 哲夫

II 所長挨拶

新しい5年に向けて

共生社会文化研究所も設立5年を経過し、この年報だけでなく紀要も発行され、運営もやっと安定してきた観がある。専任教員の兼務である研究員13名、そして学外の若手研究者を中心とする特別研究員20名と、所帯としても一定の規模と言えるようになったと思う。

研究員提案事業も8件となり、そのうち研修事業と研究事業はほぼ半々を占めており、中には研究の成果をすぐに研修へと生かすという力強い事業もいくつかあった。詳細は、ぜひこの年報によってご確認いただきたい。

まだまだささやかなものではあるが、この歩みを地道に続けていくことによって、必ずや共生社会実現に向けての、小さな一歩になると信じている。

研究事業のテーマの多彩さもさることながら、研究員の年齢・性別構成はもちろん、学外者である特別研究員の年齢・性別構成もさまざまである。実務に長らくかかわっておられて、ご縁があって特別研究員になられた中堅の方から、本学の大学院を修了されて間もない若手の方々、そして他大学の専任教員の方まで多彩な顔ぶれとなった。その意味では、本研究所の設立趣旨の一つでもある「若手研究者の支援」も緒に就いたところであると自負している。

とくに2023年度は、若手の研究者に、本研究所の所属として本研究所から発行した研究者番号によって科研費の申請をしていただいた。残念ながら採択には至らなかったが、次年度も申請していただく予定で、支援中である。

上記のようにささやかではあるが研究所の事業として、間にコロナ禍を挟んだ5年目にしてやっと順調と言ってもよさそうな状況にこぎつけたのも、ひとえに関係各所の皆様のご協力のたまものである。学院からの予算的支援、事務局各所の支援、研究支援室からの科研費申請のための支援、そして人間生活文化研究所からの支援等々この場をお借りして、深く感謝する次第である。

さあ、次の5年をどのように盛り立てられるか。

大学が厳しい環境に置かれていることはすでに所与のこととして、それでも年々増加する教員の事務作業や入試広報活動の中で、研究時間をいかに確保するかは永遠の課題である。この研究所が負っている「多摩キャンパスの（そして大妻の）学術を先導する」という責任を果たすべく、立ち止まることなく歩んでいきたい。

III 共生社会文化研究所の概要

概要

1. 設置の背景と経緯

- ・2018年2月に、高山副学長を部会長とする中期計画検討部会（テーマ6）において、「多摩キャンパス活性化のために」報告書がまとめられた。その中で、人間関係学部の20年に及ぶ教育・研究の蓄積を土台として、多摩キャンパスのコンセプトである「共生社会の実現」に関わる研究を行い、また公開講座等の情報発信と専門的研修を行う機能として「共生社会研究・研修センター」を設置する方向性が示された。
- ・2018年4月より人間関係学部内に共生社会研究所検討委員会（委員長：福島哲夫教授）を設置、同年7月末に「共生社会文化研究所構想案」がまとめられた。この構想案を学長に提出した結果、2019年4月を目途として開設準備を進める方向性が認められた。さらに人間関係学部内の検討及び承認を経て、同年10月に設置準備委員会（委員長：小川浩教授）が設けられた。
- ・設置準備委員会にて施設・設備の準備、規程等の整備、研究員、特別研究員の募集等を行うとともに、名称を「共生社会文化研究所」と決定した。また村木厚子氏が顧問に就任することとなった。
- ・以上の経過を経て、人間関係学部に付置する研究所として、2019年4月に正式に「共生社会文化研究所」が開設されることとなった。

2. 目的

- ・本学部の社会貢献の一環として、学部が有する優れた知的資源を活用し、共生社会の実現に必要な方策や技術の開発、共生社会に関わる社会文化全般の基礎的研究、並びにその結果の応用的発展について、広く学際的見地から研究調査等を行い、これらの成果を広く提供する。（共生社会文化研究所規程〔21R3.3.11改訂〕第2条）

3. 役割と機能

- ・研究所は、共生をキーワードとして研究を蓄積し、若手研究者及び研究や研修の機会を必要とする者をサポートする。
- ・大学の社会貢献、卒業生や地域の専門職の再研修をバックアップすることで、多摩地域の全体的学術的レベルの向上に資するものとする。
- ・企業や官公庁からアプローチしやすい窓口となることで、共生社会の実現に関わる産学官連携・地域連携による研究、研修活動を充実させるものとする。（共生社会文化研究所規程〔21R3.3.11改訂〕第3条）

4. 組織構成

- ・研究所には、「研究部門」と「研修・産学官連携部門」を置く。（共生社会文化研究所規程第4条）

5. 令和5（2023）年度構成員

- ・研究所には、所長、顧問を置き、本学部の専任又は常勤特任の教授、准教授、講師、助教、及び助教（実習担当）が兼任する研究員（併任教員）及び、外部の実践者・研究者等から成る特別研究員によって構成する。（共生社会文化研究所規程〔21R3.3.11改訂〕第5・6・7・8条）

	種別	氏名	備考	任期 [※ R5(2023)年度 任期満了]	新規・ 継続
1	顧問	村木 厚子	本学理事、 若草プロジェクト代表呼びかけ人	R5(2023).4.1- R7(2025).3.31	継続
	所長	福島 哲夫	教授	R5(2023).4.1- R7(2025).3.31	新規
1	研究員 [大福]	井上 修一	教授 ◎ IISC 紀要委員	R4(2022).4.1- R6(2024).3.31 ※	継続
2	研究員 [大福]	小川 浩	教授、副学長	R5(2023).4.1- R7(2025).3.31	継続
3	研究員 [大人心]	春日 文	専任講師	R5(2023).4.1- R7(2025).3.31	継続
4	研究員 [大人社]	久保田 滋	教授 ◎ IISC 特別研究員との交流企画委員	R5(2023).4.1- R7(2025).3.31	継続
5	研究員 [大福]	藏野 ともみ	教授 ◎ IISC 広報委員	R5(2023).4.1- R7(2025).3.31	継続
6	研究員 [大人心]	田中 優	教授 ◎ IISC 特別研究員との交流企画委員	R5(2023).4.1- R7(2025).3.31	継続
7	研究員 [大人心]	福島 哲夫	教授 ◎ IISC 所長	R5(2023).4.1- R7(2025).3.31	継続
8	研究員 [大福]	藤本 優	助教 (実習担当)	R5(2023).4.1- R7(2025).3.31	継続
9	研究員 [大人心]	古田 雅明	教授 ◎ IISC 特別研究員との交流企画委員	R5(2023).4.1- R7(2025).3.31	継続
10	研究員 [大人心]	堀 洋元	准教授 ◎ IISC 広報委員	R5(2023).4.1- R7(2025).3.31	継続
11	研究員 [大人心]	本田 周二	准教授 ◎ IISC 事業報告書委員	R5(2023).4.1- R7(2025).3.31	継続
12	研究員 [大人心]	三好 真	専任講師 ◎ IISC 特別研究員との交流企画委員	R5(2023).4.1- R7(2025).3.31	継続
13	研究員 [大人心]	八城 薫	教授 ◎ IISC 紀要委員	R5(2023).4.1- R7(2025).3.31	継続
1	特別研究員	朝倉 由衣	社会福祉法人シナプス埼玉精神神経 センター 本学非常勤講師	R5(2023).4.1- R7(2025).3.31	継続
2	特別研究員	大村 美樹子	株式会社アイビー・リレーションズ 本学非常勤講師	R5(2023).4.1- R7(2025).3.31	継続
3	特別研究員	金子 毅司	埼玉福祉保育医療専門学校 本学非常勤講師	R5(2023).4.1- R7(2025).3.31	継続
4	特別研究員	澤田 唯人	本学非常勤講師	R5(2023).4.1- R7(2025).3.31	継続
5	特別研究員	柴田 珠里	横浜市発達障害者センター	R5(2023).4.1- R7(2025).3.31	継続
6	特別研究員	千田 若菜	医療法人社団ながやまメンタルクリ ニック 本学非常勤講師	R5(2023).4.1- R7(2025).3.31	継続
7	特別研究員	沼田 真美	目白大学高等教育研究所	R5(2023).4.1- R7(2025).3.31	継続
8	特別研究員	光江 弘恵	日本エステティック協会 本学非常勤講師	R5(2023).4.1- R7(2025).3.31	継続
9	特別研究員	江口 尚	産業医科大学産業生態科学研究所	R4(2022).4.1- R6(2024).3.31 ※	継続
10	特別研究員	若林 功	常磐大学人間科学部現代社会学科	R4(2022).4.1- R6(2024).3.31 ※	継続

11	特別研究員	廣瀬 雄一	鳴門教育大学大学院学校教育研究科 ※ R3(2021) 年度まで研究員	R4(2022).4.1- R6(2024).3.31 ※	継続
12	特別研究員	縄岡 好晴	明星大学人文学部福祉実践学科 ※ R3(2021) 年度まで研究員	R4(2022).4.1- R6(2024).3.31 ※	継続
13	特別研究員	柳川 麻華	東京都帰宅 保育園巡回指導員	R4(2022).4.1- R6(2024).3.31 ※	継続
14	特別研究員	三田地 昭典	(株)Kaizen ブリッジコンサルタント	R4(2022).4.1- R6(2024).3.31 ※	継続
15	特別研究員	多賀 努	東京都健康長寿医療センター研究所	R5(2023).4.1- R7(2025).3.31	新規
16	特別研究員	松本 千明	社会福祉法人同仁学院乳児院 さまりあ	R5(2023).4.1- R7(2025).3.31	新規
17	特別研究員	渡邊 小百合	横浜市立市民病院 本学大学院生	R5(2023).4.1- R7(2025).3.31	新規
18	特別研究員	宗 杏佳音	一般社団法人ころん もうひとつのおうち下馬	R5(2023).10.1- R7(2025).3.31	新規
19	特別研究員	新美 咲月	医療法人社団明芳会 北小田原病院	R5(2023).10.1- R7(2025).3.31	新規
20	特別研究員	坂本 憲治	福岡大学人文学部	R5(2023).10.1- R7(2025).3.31	新規

6. 施設等員

多摩キャンパス 6 号館 4 階に、共同研究室 1 部屋、個人研究室 2 部屋を置く。



IV 事業報告

令和5(2023)年度 研究員提案事業

【研究員提案事業（RPP: Researcher Proposal Project）】

- ・研究員及び特別研究員でグループを作り、各々の専門性を活かすことで、共生社会文化研究所の役割と機能に沿った研究、研修、産学官連携・地域連携を支援し、活性化させる事業を募集し、採択された8件について、1件につき上限20万円の助成を行った。

No.	事業名	申請代表者	所属
01	地方自治体が主導する農福連携の成果に関する研究 ～プログラム評価の手法を中心に～	小川 浩①	人間福祉学科
02	地域生活支援を行っている福祉専門職に対する 実践力・研究力を向上させるためのワークショップ	藏野 ともみ①	人間福祉学科
03	女性のためのこころ・からだウェルネス講座 ～マインドフルな自分探し	八城 薫	人間関係学科 社会・臨床心理学専攻
04	ソシオエスティックの普及・啓発に関する講演・ ワークショップ	藏野 ともみ②	人間福祉学科
05	女性の発達障害とひきこもり経験の社会学 ——ジェンダー、親密圏、就労をめぐる対話	小川 浩②	人間福祉学科
06	ASDのある人の就労上のバーンアウトとメンタルヘルスに 関する調査・研修事業	小川 浩③	人間福祉学科
07	保育現場における臨床心理学的支援についての研究会	田中 優	人間関係学科 社会・臨床心理学専攻
08	非行少年のソーシャルワークに対する臨床心理学の 知識・スキルの有効性を検証するためのパイロット・スタディ	福島 哲夫	人間関係学科 社会・臨床心理学専攻

地方自治体が主導する農福連携の成果に関する研究 ～プログラム評価の手法を中心に～

●小川 浩 研究員（人間関係学部 人間福祉学科）
藤本 優 研究員（人間関係学部 人間福祉学科）

1 背景

農福連携とは、「農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取り組み」として実施されており、近年では、農業関係者と障害者だけではなく、「ユニバーサルな取り組みとして、高齢者、生活困窮者等の就労・社会参画支援や犯罪・非行をした者の立ち直り支援等、様々な分野にウィングを広げ、地域共生社会の実現を図ることが重要」と言われている。

しかし、一方で農福連携の実施には、初期投資がかかる上に、収益があがるまで時間がかかること、農業技術が必要であること（日本セルフセンター 2014）等の問題により、福祉事業所による農業への取り組みは難しい一面もある。このような問題に対して、いくつかの地方自治体においては、行政が主導して、実践研修、作業研修会、生産現場派遣実習、障害者試験雇用、農業版ジョブコーチの派遣などを行うことで、地元の農家や福祉事業所に農福連携についての認知度を向上させ、実施主体を増やそうという取り組みを実施している。今後は、これらの取り組みが障害者や地元農家、地域全体にどのような成果が波及していくのか、ということについて検討し、取り組みを発展させていく必要があると考える

2 目的

地方自治体における農福連携の取り組みが障害者や地元農家、地域全体にどのような成果が波及していくのか、ということについて検討・共有し、その取り組みを持続発展させていくための活動の成果についての指標を関係者間で共有する。

3 方法

プログラム評価の手法の一つである、協働型評価の枠組みを使用して、利害関係者に参集していただき仮説ロジックモデルを作成する。その後、ロジックモデルのアウトカムに応じて成果指標を検討する。

4 対象

A 県 A 町を対象とした。

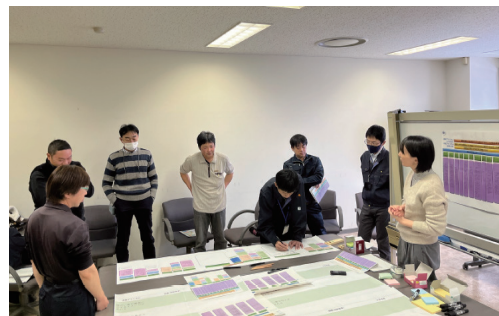
5 結果

2 回のワークショップを通じて、A 町における農福連携事業の長期ゴールを「農業を通じて必ず誰にでも何かできることがある幸せを感じ、多様性を尊重できる地域」と設定され、その長期ゴールを達成するために「障害者が長く働くことができる」という短期ゴールが設定された。また、障害者が長く働くためにどのようなことを達成すべきかという 12 の目標が設定された。

さらに、その 12 の目標に対して、それぞれその達成度合いをどのように測るのかという成果目標も明らかになった。



第1回 ワークショップの様子



第2回 ワークショップの様子

6 考察

①農福連携事業の地域への波及効果について

農福連携事業のゴールとして「多様性を尊重できる地域」を据え、各団体の活動の成果として「障害者が長く働くことができる」が設定された。

実際に、障害者が長く働くための12の目標の中には「農家が障害者を受け入れようと思う」という目標もあり、この目標を達成するための活動には、「町民との出会いの場を作る」という活動も含まれており、農業という活動を通して、住民との関係が構築されていくことを想定している。

農林水産省が発表した農福連携等推進ビジョンの中においても、「地域共生社会の実現を図ることが重要である」ことが明記されており、今回のモデルの方向性はその方針と合致するものであったと言える。今回のモデルの作成を通して、農福連携事業に参加している関係者も農福連携事業は、農業経営と障害者の社会参画に寄与するだけでなく、地域共生社会へと影響を波及させていきたいと考えていることが示された。

②成果指標について

農福連携事業は、その成果をどのように測るのか、ということについて明確な指標がない。障害者職業リハビリテーション「農福連携のあり方について」の座談会で朝日会長が以下のように発言している。「農福連携をただのブームで終わらせないためにも、成果を測ることが重要である」と発言しており、農福連携の成果をどのように設定するのかという事は今後の農福連携事業を検討するための重要な視点の一つである。

今回A町で策定した成果指標は、例えば上記の「農家が障害者を受け入れようと思う」という成果指標は「生産者現場での実習が増える」「協議会への問い合わせ数」でこの目標が達成できるという指標が設定された。このことは、この成果指標を作成するワークショップに参加した関係者の全員が「農家が障害者を受け入れようと思う」ということは、障害者が活動できる「生産者現場が増える」と同意義であると認識しているということである。

本研究の中で、A町という限定的な中ではあるが、農福連携事業を地域共生社会への取り組みの一つととらえる自治体が、収益があがるまで時間がかかることで敬遠していた福祉事業所や、障害者の受け入れについて検討している農家、またこの農福連携事業に対する町民への説明資料の一つとして活用できると考える。

(引用・参考文献)

特定非営利活動法人日本セルフセンター (2014) 「農と福祉の連携についての調査研究報告」

農林水産省農福連携等推進ビジョン

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/attach/pdf/kourei-78.pdf>

大島巖, 源由理子, 山野則子, 他 (2019) 「実践家参画型エンパワメント評価の理論と方法」 日本評論社

職業リハビリテーション (2023) 「座談会「農福連携」と職業リハビリテーション」 日本職業リハビリ

テーション学会誌編集委員会 編 37 (1), 68-74, 2023-09

地域生活支援を行っている福祉専門職に対する実践力・研究力を向上させるためのワークショップ

●藏野ともみ（人間福祉学科）

朝倉 由衣（共生社会文化研究所特別研究員・埼玉精神神経センター）

1 はじめに

本事業は、地域共生社会の実現に資する「包括的な相談支援体制の構築」や「地域住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制作り」を推進するために、社会福祉士及び精神保健福祉士の役割の拡大と実践能力を有する人材の育成が求められており、それに資することを目的として、10年以上前から始まった取り組みである。また、福祉専門職養成を大学教育で送り出すことで完結せず、卒業生や広域的な多摩地域の福祉専門職に生涯研修の場を提供するものとして位置づけている。

令和4年度の本事業実施後に行った実務家初任者（5年未満）及び中堅（5年～10年以下）の者に行ったアンケートの結果では、「自らの実践について客観視することの必要性」と「研究としてまとめていくことへのハードルが思っていたよりは高くない」という意見が寄せられた。

それらを踏まえ令和5年度は、①初任者のグループスーパービジョンの実施、②中堅者に対する個別の研究テーマの見出し方と研究方法論に関するワークショップ、③ベテラン（実務経験11年以上）の者に対する研究としてまとめる個別指導・個別スーパービジョンを実施していくこととした。

しかし、申し込みを開始すると、初任者と中堅者の希望が多く、2つのグループに分かれてワークショップを行った。

2 本事業の目的

初任者については、まずは自らの実践を客観的に捉え、実践のエビデンスを倫理・価値、理論、技術に基づいて考えることを目的とし、ワークショップ実施後に実際の業務で意図的に行っていくよう2ヶ月後にフォローアップを行うこととした。

中堅者については、実践の中から研究テーマを見出す方法について学ぶことを目的とし、グループワークを通して考え、研究手法に関する講義・演習を実施した。実施後、次年度以降実際に職能団体や学会での発表を目指すとして、希望があれば研究計画を立て、実施する個別指導を行うこととした。

3 実施内容

ワークショップは、計32人の参加者を得て、令和6年1月27日（土）に開催した。

10：00～12：00に行った初任者向けのワークショップについては13名が参加し、中堅者に当る講師を迎え、まずは自らの実践を客観的に捉え、実践のエビデンスを倫理・価値、理論、技術に基づいて考えるワークショップを行った。事前に許可の得られた自らの実践のインシデントを書式にまとめ、福祉専門職としてのエビデンスを説明していった。

参加者は、社会福祉士や精神保健福祉士を取得している専門職であるが、インシデントを取り上げた理由やそこで自らの言動の意図を説明することができない状況が多く見られた。

実施後、参加者からは自らの実践を倫理や価値、理論、技術に照らし合せて、根拠を言語化していくことの難しさと、知識不足等が課題として上げられた。

また、13：30～15：30に行った中堅者向けのワークショップについては19名が参加し、ベテラン者に当る講師と教員と一緒に、実践の中から研究テーマを見出す方法について、グループワークを通して

考えるワークショップを行った。本ワークショップの目的は、実践を般化することであり、そのためには倫理・価値・理論・技術を正確に学び、言語化するだけでなく、実践から抽出できる課題を研究として分析・検討することである。講師から実践から生れた研究について紹介がされたが、参加者からは必要性は実感しながらも、研究手法に関する理解不足という課題が上げられた。

4 初任者グループのフォローアップ

初任者グループに対しては、実践のエビデンスを倫理・価値、理論、技術に基づいて考えるために、ワークショップ実施後の令和6年3月9日9:00～11:00に、Zoomを活用してフォローアップを行った。参加者8名と、①自らの実践の中でワークショップでの学びをどのように活用したか、②自らの行動変容があったと感じたエピソード、③自らの変化があった場合、クライアントや周囲に対して影響があると感じたか、感じた場合の具体的な内容、④自らの変化がなかったと思う場合、阻害要因は何だと思うかという大きく4つのテーマでのグループスーパービジョンとなった。

①については、「部署内での情報共有」、「医師や看護師等他職種との情報共有」「ケース記録への記載」というカテゴリーに分けられた。さらに、「指導担当者とのOJTの際に活用した」との実践も1名から上げられた。

②については、「業務に追われると、その場では意識することができない」との感想から、「業務中で無くとも、他者への情報共有の際に意識できれば良いのではないか」という考えや、それを肯定し「説明責任を果たすことになっていると思う」という考えが得られた。

③については、「活用できたと思うのが専門職に対してであり、クライアントに対する実感はない」「専門用語を使うことが意識化と勘違いしていた」「間違った理論を使っており、他職種から指摘をされた」との声が上がり、「知識不足」「正しい勉強が必要」との考えに至った。

④については、「変化を実感しているとは言えないが、この2ヶ月は意識だけはしていた」「自分が考えることなので、阻害されることはないが、アウトプットする機会がないと、行動に表していないので、変化している実感はない」「そのために、他職種との情報共有等の機会に専門用語を多様してしまっていた」と発言があり、改めてエビデンスに基づく実践の方法について考えたいという意見にまとめられた。

5 まとめ

初任者に対してはおおよそ2ヶ月後にフォローアップを実施したが、中堅者に対しては、令和6年度に入ってから具体的な個別指導が2件入っている状況である。

多くの課題を明らかにするきっかけとなるワークショップであり、今後もう少し少人数で丁寧に学ぶ機会を提供していきたいと考える機会ともなった。

特に、中堅者に実施した実践から研究へと結び付けワークショップについては、受講後に職能団体や学会での発表は限られていることから、本事業において研究発表を行う機会の創設も必要であると考えられた。プレ的な発表の機会、実際の研鑽としての機会、研究手法について継続的に学習する機会等、多様な方法が考えられるため、次年度以降具体的に取り組んでいきたい。

女性のためのこころ・からだウェルネス講座 ～マインドフルな自分探し～

●八城 薫（人間関係学科）

大村美樹子（共生社会文化研究所特別研究員）

志間菜乃子・長嶺沙耶・西堀まゆ・森賢美（人間文化研究科臨床心理学専攻修士課程）

本事業は、様々なマインドフルネス体験を通して、自分の力で自分に合った心身の健康を維持・向上させる方法を模索するための、女性のための講座である。

マインドフルネスは、日常生活や余暇活動の中に取り入れて実践することが可能なメンタルトレーニングである。しかし、どのような方法で行うのがよいか、どの方法が自分に適しているか、そもそも万人にマインドフルネスの効果があると言えるのか、といった比較検証は見当たらない。そこでこの提案事業では、昨年度から女性に関心の強い、アロマセラピー、ドッグヨガなどを用いたマインドフルネス講座の開催を企画し、その中でデータ収集を行った。

さらにこの企画は、マインドフルネスを研究対象としている大学院生とともに講座を企画・開催することで、修士論文に向けた研究の進め方、マインドフルネスの理解と誘導のための実践的トレーニングという位置づけもあった。実際に倫理申請書の書き方に始まり、研究員とつながることによる新たな研究フィールドの開拓、トレーニング誘導と動画作成スキルの習得、インタビュースキルの習得など多様な側面での成果を得ることができたと言える。

<開催講座の概要>

講座「アロマセラピーを用いたマインドフルネス」

本講座は、研究名「自然療法を用いたマインドフルネス誘導および促進の効果検証」として大妻女子大学生命科学研究倫理委員会の承認（04-019）を得て実施されたものである。研究結果は、本研究所紀要である共生社会文化研究 Vol.2 に掲載されている。

バスソルトづくりワークの講師は、アロマ&クレイセラピストの木下垂沙子氏（en blanc salon ディレクター）に依頼し実施した。

日 時：令和5年6月29日（木）、7月13日（木）、
11月9日（木）、12月2日（土）の10時～12時
場 所：リラクゼーションサロン en Blanc（アンブラン）
参加者：22名

参加者様からの感想：

- ・自分の意識の変化、気になります！
- ・楽しい時間でした！ありがとうございました😊
- ・とても楽しい時間でした。ありがとうございました。

自分だけの時間を過ごせてとても贅沢でリラックス出来ました。ありがとうございます。

- ・とても贅沢な時間を過ごせました。



院生によるインタビューの様子

講座「ドッグヨガを用いたマインドフルネス」

日 時：令和5年9月30日（土）、11月23日（木）10時半～12時

場 所：プラネットカフェ

参加者：17名



参加者様からの感想（一部抜粋）：

<ご自身について>

- ・呼吸法のやり方。1時間があったという間で、リフレッシュできました。
- ・更年期症状を緩和させる手段で、普段深く呼吸することを心がけています。ヨガ体験は初めてでした。意識を一つに向けて深呼吸を行うことで普段の深呼吸の仕方により意味がなかったことを学びました。また、このような時間は日常の時間をフル回転に動かしている私にとっては、正確な呼吸をすることで意識が一点に集中し、頭の中が整理されてくように感じました。

<愛犬について>

- ・愛犬もレッスン中は呼吸がゆっくりとなり、落ち着いた状態になっていました。
- ・最初落ち着きがなかったのですが、私の呼吸を感じてくれたのか、落ち着いてそばにいてくれる時間もあったので、感じてくれてた嬉しいです。
- ・普段の散歩では、他の犬と交流できずにいるタイプです。寄られては逃げるを繰り返します。が、この日は自分から鼻をつけに行ったり、そばに寄られても逃げることもしませんでした。散歩とは違い、飼い主同士がゆったりした時間の中を過ごしていることが愛犬も、普段はできないことに自然な行動が取れたのかな？とも感じました。犬社会で交わってる愛犬を見れて、とても嬉しかったです。

<愛犬との関係について>

- ・普段は、愛犬2匹で行動するので、1匹で長い時間一緒に過ごす事がなかったので良い機会になりました。
- ・工程の中で愛犬に呼吸を集中する時間があるので、まずは鼓動を共感しようと意識しました。普段からここは意識しているところですが、日常では私が癒しをもらうことにしか集中していなかったなと感じました。忙しい自分を癒してもらう存在ですが、1日1回はあぐらをかいて膝に乗せ愛犬と鼓動を共感することに意識をおこうと思います。そうすることで、散歩中にも愛犬が犬社会で安心して交流できることにつながるような気がしました。
- ・愛犬が一番リラックスしている家にいる時間では、マイペースに過ごしていて、オンラインドッグヨガをやっている、途中から自分のケージに行ってしまうのですが、今回のように対面ドッグヨガだと甘えてきたり、言うことを聞いてくれることが多いので、愛犬から見た私は、外に行った時は守ってくれるリーダーだと思ってくれているのだと思います。
- ・呼吸をゆっくりと心がけ、愛犬にも呼吸や気持ちを繋がっている意識でレッスンを受けています。いつも元気なバタバタな愛犬ですがレッスン中はとっても落ち着いていてびっくりするほどです。

愛犬は、家の中でも、高い所も好きだし（笑）ネコの様な性格なので、マインドフルネスも注目して、ありのままの愛犬に気がつきました。気ままにいいお互い関係でいきたいと思いました。

ソシオエステティックの普及・啓発に関する 講演・ワークショップ

●藏野ともみ（人間福祉学科）

光江 弘恵（共生社会文化研究所特別研究員・NPO 法人ソシオキュアアンドケアサポート）

1 はじめに

ソシオエステティックの「ソシオ」とは「社会的な」という意味であり、医療と福祉の知識を持ち、エステティック技術を通して、自分らしく生きられるように支援する活動のことである。すなわち、これらの活動によって、対象者のQOL（生活の質）を向上させることを目的としている。したがって、ソシオエステティックの実践は、訓練を重ねた専門職であるソシオエステティシャンによる必要がある。さらに、ソシオエステティックの実践は、医療やケアを必要とする当事者だけでなく、その家族や周囲の人々へも及び、介護疲れやコミュニケーション不足による関係性の悪化等の社会課題解決への一躍を担うとされている。

令和4年度までは、コロナの影響も鑑み、ワークショップ参加者を対人援助の専門職等、広報も限定した形で開催してきた。実施後のアンケート調査では、「精神障害のある人へのフランスの実践事例が印象的であった」、「ソシオエステティックの在宅療養者向けのサービスの可能性を感じている」、「日本での実践事例をもっと知りたい」等という意見が複数寄せられた。

これらを踏まえ、令和5年度は大きく2つの企画を実施した。

1つ目は、広く市民を対象とする、セルフケアやコミュニケーションをとるための手段としてのソシオエステティックのワークショップである。

2つ目は、フランスをはじめとする諸外国及び日本でのソシオエステティックの実践事例を紹介し、どのようなことから活動が可能か等を考えていく講演・講義を中心に、一部実践のワークショップを取り入れた、対人援助専門職（高齢、障害、児童、医療等）を対象とする企画である。

2 本事業の目的

市民向けのワークショップは、ソシオエステティックの啓発活動の取り組みであり、体験後のアンケート調査を通して、ソシオエステティックの効果を質的に分析し考察していくことを目的とした。

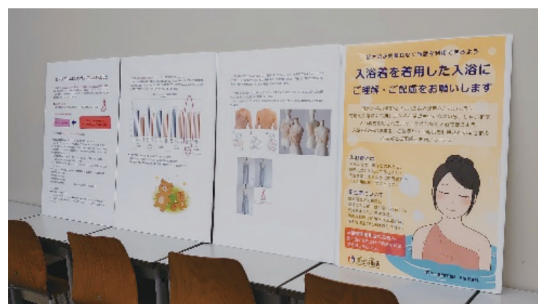
医療・福祉職に対する企画は、日本におけるソシオエステティックの実践展開の可能性を検討し、エステティシャンだけでなく、対人援助専門職が自らの領域・専門性を活かしながら、どのようなソシオエステティックの技術等を習得することが考えられるか、プログラム開発につながるようニーズや実践可能性をアンケート及びインタビューを通して基礎調査とすることを目的とした。

3 実施内容

(1) 市民を対象としたソシオエステティック啓発活動

市民を対象としてソシオエステティックを啓発するために、令和5年10月28日（土）、29日（日）の両日、大学祭開催にあわせて、展示と体験ワークショップを開催した。展示では、ソシオエステティックの概要と歴史、実践例をパネル展示で紹介した。また、ピンクリボン運動月間と連動し、ソシオエステティックの活動の場でもある乳がんの啓発等のパネル展示等も行った。さらに、体験ワークショップは、ソシオエステティシャンが、来場者に腕のマッサージをしながらお話を伺ったり、ソシオエステティックについて説明をさせて頂いた。

2日間で100名を超える多様な方々にご来場頂き、80名以上の方にソシオエスティックの体験して頂いた。参加者のアンケートからは、「継続的に学んでみたい」、「緊張していたが、ソシオエスティシャンが話を聴いてくださったので、緊張が和らいだ」等の回答があった。



(2) 医療・福祉職のためのソシオエスティック導入ワークショップ

医療職・福祉職のための導入ワークショップを令和6年3月3日に実施した。18名の医療職や福祉専門職の方に参加頂いた。



ソシオエスティックは、フランスの精神科病院での実践が始まりの1つとされており、その効果は多様な領域で認知されつつあるが、日本においてはまだ実践例は多くない。本ワークショップは、今後、医療現場等と連携を取り実践を展開していくための導入研修と位置づけ、医療職や福祉専門職を対象に、ソシオエスティックの目的や効果、活動をお伝えし、講師の指導にしたがってセルフエステの体験と、実際にソシオエスティシャンから施術を受ける体験を実施した。それらを通じて、それぞれの実践現場において導入可能と考えるか否か等アンケートを実施し、導入要件や阻害要因を整理することも1つの目的とした。

精神科病院、障害者入所施設、一般病院等からの参加者おられ、いずれも導入を検討したいという希望もありつつ、コロナ以降の医療・福祉現場の外部との関わりがクローズされている現状についても多くの声が寄せられた。



4 まとめ

本年度の取り組みは、医療や福祉現場での実践の可能性を探ることと、縛りの無い中での広く市民向けの啓発活動という対極的な内容となった。

いずれも大きな関心を持って頂いたと言えるが、医療現場での実践となると現場の体感としての手応えはあるが、取り入れるための一押しとしての科学的根拠や対象者の選定等の懸念事項等、阻害要因も複数具体的に示された。

今後、それらの懸念事項の分析を行い、対応策を検討していきたい。

女性の発達障害とひきこもり経験の社会学 ——ジェンダー、親密圏、就労をめぐる対話

●小川 浩（大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科教授）
澤田 唯人（大妻女子大学共生社会文化研究所特別研究員）

1 事業の背景と目的

2021 年、「ひきこもり」を経験する当事者 1,686 名への大規模な聴き取りによる実体調査をもとにした『ひきこもり白書 2021』が公刊された（ひきこもり UX 会議、2021 年）。そのなかで、従来はあくまで 2～3 割程度と考えられていた「女性」当事者の割合が 6 割を超すことが明らかとなり、これまで見過ごされてきた、ひきこもり経験に関わるジェンダーの問題が注目されはじめている。また同時に、「ひきこもり経験」の背景には「発達障害」をもつケースが少なくないことも指摘され、支援のあり方が問い直されつつある（星野仁彦、2011 年『ひきこもり支援者読本』）。

「女性」と「発達障害」——この 2 重のマイノリティ性（インターセクショナルリティ）をもつ当事者たちがこの社会のなかでどのような生きづらさを抱え、どのようにして「ひきこもり」の経験へと至ることになるのかは当事者自身やその家族、支援者や研究者にとってもまだ、ことばにしていける営みがはじまったばかりといえるだろう。

本事業では、とくにこれまで男性中心の枠組みやモデルで考えられてきた議論傾向（アンコンシャス・バイアス）にあって、半ば不可視化されてきた「女性」のひきこもり経験、「女性」の発達障害にともなう困難それぞれに、この社会のジェンダーをめぐる問題がどのように関係しているのかを問い直し、そこに複雑に絡む文化的圧力、コミュニケーション様式の問題を当事者と対話的に言語化していく可能性をひらくことを共生社会の実現に向けたひとつの目的として位置づけた（図 -1）

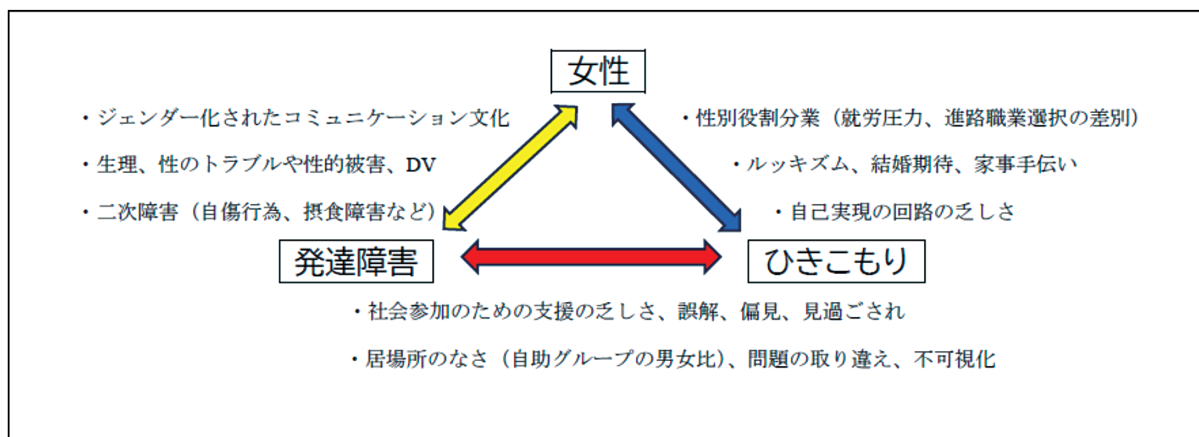


図 -1 本事業が主題化するインターセクショナルな生きづらさの見取り図

2 事業の実施内容

上記の目的ないし課題の達成に向けた一歩として、本事業では本年度、「発達障害×女性×ひきこもり経験——交差する複雑な『生きづらさ』を解きほぐす対話」と題し、3 名の関連領域で活動する専門家でありながら、それぞれに当事者性をもつ登壇者を迎え、Zoom オンラインミーティング機能による講演 & 座談会イベントをおこなった（図 -2）。

一般参加者は約 80 名（申込みは 110 名）だった。参加申請時のアンケート（関心や当事者性の範囲を聴く複数選択可能な項目選択式で、その他を選んだ場合は自由記述可）の結果をみると、その半数近くが

提題のマイノリティ性の1つ以上に該当し、家族や支援者だけでなく当事者本人の参加も多かったことがうかがえる（図-3）。



図-2 イベント広報用ポスター

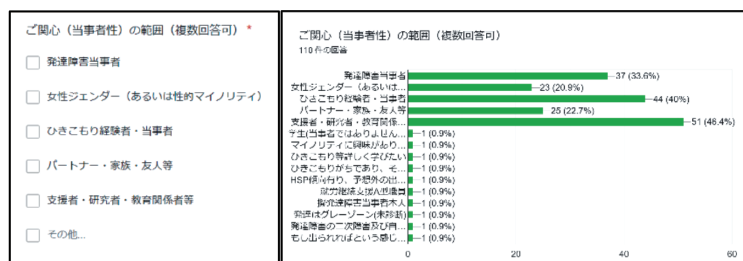


図-3 一般参加申請時のアンケート項目（左）と結果（右）

本イベントはまず、掲題に関わる当事者へのインタビュー調査に基づく質的研究に取り組み、自身もまた当事者でもある澤田有希氏（関西学院大学大学院修了）から、基調講演として「女性のひきこもりと発達障害」というタイトルで話題提供をいただいた。そこでは、発達障害を生きる女性たちが学校や就労への移行でつまずいたとき、性差別的な価値観やジェンダー規範の抑圧性のなかで、まさに「女性」であるがゆえのライフコース上の（「普通でいる」）選択肢の少なさに直面し、これに無理をして適応する（「家事手伝い」をし、「恋愛」をし、「結婚」する）ことを事実上強いられる状況が指摘され、実際にはひきこもり経験へと深刻化しつつも、社会的には不可視にされ、その過程で性暴力やDV等に遭うリスクも高く、女性の発達障害当事者がさまざまに追い込まれる事例が紹介された。

次に、「ひきこもり女子会」などの活動に長年取り組む恩田夏絵氏（一般社団法人ひきこもり UX 会議）、不登校の「その後」に関する社会学的研究や「生きづらさからの当事者研究会」に取りくまれてきた貴戸理恵氏（関西学院大学）、そして澤田有希氏の3名によるそれぞれの当事者性や活動経験も交えた座談会がおこなわれ、このインターセクショナルな問題をめぐる生きづらさの地図を可視化する試みがおこなわれた。恩田氏からは他者（社会）からのラベリングをめぐって起こる安心感や苦しみ of 可視化と同時に、そこで起こる社会からの理解の単純化やアイデンティティ上の葛藤の問題が提起され、女性当事者たちが自己肯定感を獲得していくための機会や回路が（男性当事者に比べ）そもそも社会に資源化されておらず、それゆえに問題状況に留め置かれる点から、社会の側が具体的にすべきことの対話がなされた。貴戸氏からは、ひきこもりや発達障害で問われる「社会性」が長らく職業達成（家族を養う稼ぎ手になれるか）との連関に強く置かれる男性モデル偏重できたため、家庭か仕事か、家庭も仕事もといった現代女性の特有の問題に置かれた当事者の困難が見落とされてきた点が提起され、女性が一人で生き、結婚以外のつながりのなかで一人でも安心して子どもを産み育てられるという生活保障の権利を奪われている社会の問題について対話がなされた。

その後、約80名の一般参加者からの質疑も含め、活発な対話が続いた。このようにこれまで主題化されてこなかったジェンダー構造上の問題から生じる女性の生きづらさが、しわ寄せ的にひきこもりや発達障害を生きる女性たちにそれぞれのかたちで集約され、その困難の複雑化と深刻化を招いている事態があり、本事業はこれらを言語化し、解きほぐしていく貴重な営みの一歩となったといえる。

ASDのある人の就労上のバーンアウトとメンタルヘルスに関する調査・研修事業

●小川 浩（大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科）
千田 若菜（医療法人社団ながやまメンタルクリニック）
柴田 珠里（横浜日吉就労支援センター）
岡田 智（北海道大学教育学研究院）

1 はじめに

自閉スペクトラム症（ASD）やその特性のある人のメンタルヘルス支援において、近年“autistic burnout”というASDに特有のバーンアウト（燃え尽き）への理解が求められてきている（Raymaker et al., 2020 など）。Autistic burnoutは、自閉症の感覚や認知の特性に合わない環境や要求に応え続けることによる身体的・精神的消耗を指し、繰り返す強い疲労・倦怠感や感覚障害などの症状の強まり、能力・機能低下が生じるとされている（Arnold et al., 2023 など）。

我々は、障害者雇用と就労支援の文脈で、この事象がどのようにあらわれ、どのように支援できるのかを検討する目的で、本事業を通じた研修と調査を行ってきた。2021年度は、雇用・支援現場におけるASDのある人のバーンアウトの様相について討議・整理する研修を実施し、2022年度は、企業と支援機関を対象としたインタビュー調査と研修を実施した。2023年度は、ASD当事者を対象としたインタビュー調査を行い、当事者を取り巻く関係者が、どのように就労上のバーンアウトに気づいて支援につなげられるのかを検討する研修を企画・実施した。

2 インタビュー

就労上のバーンアウトの様相を、当事者の視点から明らかにすることを目的に、ASDの特性と、就労上のバーンアウト経験の両方がある当事者6名（女性4名、男性2名）を対象に、半構造化インタビューを実施した。調査期間は2024年1～2月であり、インタビュー場所と手段は、「対面／オンライン」「テキスト／音声」の組み合わせを対象者が選択した。結果、対面実施5件、オンライン実施1件、いずれも音声を中心にテキストを補助的に用いた、1回2時間程度のインタビューが計6回、実施された。インタビュアーは事業構成員のうち2名が担当し、質問内容はバーンアウトについての、①これまでの経験（バーンアウト歴含む）、②職場・職業生活上の具体的事象、③考え得る背景や要因、④悪化させた環境や関わり、⑤回復・緩和方法、⑥望む環境や支援であった。

質的分析前の内容的とりまとめ段階では、当事者側の景色として「このくらいできて当然という考えのもと、言われた通りに働いているうちに、気づいたら具合が悪くなったり動けなくなったりする」という共通した体験が聴き取られた。ほかにも、企業・支援者調査と比較すると多様な体験が得られた。データは今後、テーマティック・アナリシスによる質的分析を行い、学会等で発表の予定である。

3 セミナー

就労上で生じ得るバーンアウトを予防あるいは早期に気づき、回復支援につなげるための視点や関わりについて、「記録／セルフモニタリング」と「面談／対話」の観点から検討するセミナーを実施した。研修の概要を、表1に示す。当日の前半では、研究と実践（企業、就労支援）の立場から、5名のスピーカーにより、就労支援上のバーンアウトの気づきと対処・対応について、記録と面談という側面から話題提供が行われた。後半は、登壇者によるパネルディスカッションで、気づきとケアにつなげる対処のあり

方について意見交換がなされた。

表1 研修の概要

テーマ	ASDのある人の就労上のバーンアウトの支援を考える ～記録と面談は有効か？～
日 時	2024年2月18日（日）10：00～12：30
場 所	オンライン（Zoom）
話題提供	神崎 幸 氏、井原 希実子 氏（はーとふる川内株式会社） 網代 美保 氏（株式会社ベネッセビジネスメイト） 柴田 珠里（横浜日吉就労支援センター） 千田 若菜（ながやまメンタルクリニック）
指定討論	小川 浩（大妻女子大学人間関係学部）
参加者	37名（就労支援、企業、福祉、教育、医療、当事者・家族など）

31名のアンケートが回収された（回収率84%）。うち28名がセミナーに「満足した」と回答した。参加者の立場について、複数回答可で回答を求めたところ「就労支援と当事者・家族」「企業と当事者・家族」「教育と医療」など、複数の立場を兼ねた参加者が9名と比較的多く見受けられたのが特徴であった。

参加者の感想では、「就労支援者と企業内支援者が一堂に会して研修を組み立てられているものはこれまで少なく、有意気だった」（福祉）という意見が挙げられた。また「いまの私そのもの」という当事者からは、「発達障害であり女性であること、過剰適応＝社会に適応することと思い頑張って実績を作ってきたが、その実績により“できる人”と誤解され、後回しにされ負のループにはまりやすい」という切実な声がきかれた。加えて、過去の研修のリピーター参加者からは、「ほかに理解者がおらず、ほかの支援者からもたいへんですねとあしらわれてしまう」「雇用経験のある担当者ほど、個人の特性ではなく他の就労者との比較で本人を見て評価されてしまう」（いずれも就労支援）、「いま何が起きているのかについて、当事者の方や周囲の人と共通理解を形成していくことの難しさを感じている」（医療）など、他の関係者と共通の理解や認識を持つことの難しさが挙げられた。主題の「バーンアウトと記録・面談」に関しては、「通院休暇に加えて相談休暇も配慮の設定とし…従業員と障害のある人双方に配慮事項の選択肢として位置づけられると良い」（就労支援ほか）という意見も挙げられた。

4 まとめ

Autistic burnout は、職業的成長やキャリア形成とも関連する事象であり（Raymaker et al., 2023）、メンタルヘルスにバーンアウトの観点を含めることは、就労支援上の意義があると考えられる。2023年度はバーンアウトの気づきや支援のあり方について、例年より具体的・実践的な情報交換ができた。一方で、この状態の見立てと望ましい対応について関係者間で共通の認識を持つには、まだ課題があることも窺える。以降は、共通理解の形成に向け、この問題の輪郭について背景要因も含めてより明確にしていくことが求められる。

保育現場における臨床心理学的支援についての研究会

- 田中 優（人間関係学科 社会・臨床心理学専攻 教授）
- 古田 雅明（人間関係学科 社会・臨床心理学専攻 教授）
- 山本真知子（人間福祉科 准教授）
- 春日 文（人間関係学科 社会・臨床心理学専攻 専任講師）
- 廣瀬 雄一（鳴門教育大学大学院 学校教育研究科 准教授 共生社会文化研究所 特別研究員）
- 沼田 真美（関西国際大学 心理学部 心理学科 講師 共生社会文化研究所 特別研究員）
- 黒川こころ（大妻女子大学心理相談センター 相談協力員）
- 柳川 麻華（東京都北区 保育園巡回指導員 共生社会文化研究所 特別研究員）
- 宗 杏佳音（一般社団法人ころんもうひとつのおうち下馬 共生社会文化研究所 特別研究員）
- 松本 千明（社会福祉法人同仁学院乳児院さまりあ 共生社会文化研究所 特別研究員）
- 浜本 佳奈（大妻女子大学大学院 人間文化研究科 臨床心理学専攻 修士課程）

1 事業の目的

わが国においては小・中・高校におけるスクールカウンセラーの配置は充実した一方で、より発達早期の教育に関わる認定こども園、幼稚園や保育園における保育カウンセラーの配置に関しては制度が整っていないという現状がある。そして近年、発達障がいや児童虐待等への社会的関心の高まりも相まって、保育者には発達や親子関係等も含めた多岐にわたる高度な専門知識と、心理支援機関や児童相談所へのリファー等の臨機応変な対応が求められている。そのため保育、幼児教育の現場では心理専門職に対するコンサルテーション（間接的支援）へのニーズが高まっていると考えられる。そこで求められるのは、臨床心理学的な知識の提供や介入はもちろんのこと、基礎心理学や発達心理学的な知見等を後ろ盾とする一次予防的な要素も含んだ支援の実践であるといえる。

本研究会は、心理学の各領域の専門家をメンバーとし、保育現場における心理学的支援の可能性と課題の掘り起こしを図るとともに、幅広く保育専門職や保護者向けに心理学的支援を提供する方法を探る。具体的には、まず先行研究の精査によって課題を明確化し、これらの知見を踏まえ、多摩市内の認定こども園、保育園の保育者への面接調査を実施し、その知見を保育現場の園長や保育者などと共有、議論するシンポジウムを行い、理論と実践の両側面から、実際の心理学的支援の方法を検討し、将来的には現場でのアクションリサーチによる検討を目指す。

2 2023（R5）年度の活動

2023（R5）年度は、①日本心理学会第87回大会（2023年9月15日（金）～17日（日）・神戸国際会議場・神戸国際展示場）にて「保育現場における臨床心理学的支援の検討 ―保育者へのインタビューを通じて― 廣瀬雄一・沼田真美・古田雅明・田中優・春日文・黒川こころ・柳川麻華・宗杏佳音」として発表した。また、②2024年2月18日（日）に大妻女子大学多摩キャンパスにおいて、シンポジウム「保育領域に心理職は必要？～保育領域、地域、心理職の声を集めて考えるシンポジウム～」を開催し、子どもに関わる保育者、行政関係、心理職、学部学生・大学院生など40名を超える参加者が集まり、保育領域における心理職の必要性、課題などに関する議論を行った（次ページにアンケート結果報告）。そして、①②を進めるために③月1回の研究会をwebにて行った。

「保育領域に心理職は必要？」シンポジウム アンケート結果報告

1. 回答者数・回答者内訳

	人数	割合
保育職（管理者）	3	18.8%
保育職（保育士）	1	6.3%
心理職	3	18.8%
学生	4	25.0%
社会福祉士	1	6.3%
看護師	1	6.3%
療育関係者	1	6.3%
その他・回答なし	2	12.5%
合計	16	100.0%

2. シンポジウムで話題になったことへのご意見やご質問、ご感想

A. 保育現場に心理職がいることの重要性

- ・心理職が保育現場にいることは安心できる取り組みだと思う。
- ・保育者が感じる違和感を伝える役割として、心理職の方が園にいることは重要だと思う。
- ・今後の実習見学では、各領域の心理職の必要性や重要性を意識して取り組みたいと思う。

B. 心理職の役割と貢献への期待

- ・早期に適切な介入ができれば、子どもの個別的な対応ができ、自己肯定感を育むことができると感じている。
- ・発達に少し偏りがあるのか、それともその子の個性で「子供らしさ」なのかどうかなど見極めることの難しさがあり、専門職が果たすべき役割は大きいと感じる。
- ・現実を踏まえて、専門職の方と連携しながら、保育のあり方を模索していくことが重要だと感じている。
- ・インクルージョンの考え方が主流になる中で、気になる子どもが多く、心理職の存在が必要だと感じている。

C. 様々な立場からの視点

- ・立場の違う先生方からお話を聞くことで、心理職に求められることや貢献についてイメージを持つことができた。
- ・保育、療育、心理・研究者の3視点から心理職の必要性について話を聞いたことで、心理職のニーズ把握や現状の見方が変わったと感じている。
- ・先生方の率直な声を聞いて良かった。
- ・療育や幼稚園教育での実例が具体例と共に示され、想像しやすかった。

3. 次に取り上げてほしいテーマや今後期待すること

A. オンラインでの参加、研究会への参加について

- ・オンラインでの参加は有り難いが、音割れや聞き取りが難しいところがあった。
- ・発達支援センター所属で保育所等訪問支援も担当しているため、研究会に参加できる機会があれば嬉しい。

B. 保育現場での課題に関する議論やグループワークの場があるとよい

- ・気になる子どもたちと向き合い、共に成長するためのアプローチについて議論できる場があるとよい。
- ・具体的な事例をもとにグループワークを通じて参加者同士が議論できる場があると良いと思う。
- ・保育現場での相談の受け方や面接、傾聴の技術講座に興味がある。
- ・性的マイノリティに関する専門性を持った人が教育の場で定着していくことが望ましい。

C. 今後の研究への期待

- ・保護者支援について、今後展開される介入研究に興味があり、結果を知りたいと感じている。

保育領域に心理職は必要？

～保育領域、地域、心理職の声を集めて考えるシンポジウム～



日時：2024年2月18日（日）14時～16時
場所：大妻女子大学 多摩キャンパス 6号館 6155教室
申し込み：参加申込フォームにてお申し込みください。
<https://forms.gle/VZMtEAYscKa62o549>
申込締切：2月16日（締切後はメールでお問合せください。）
開催方法：対面とオンライン（zoom）
オンラインでの参加方法については、お申込み後にメールでお伝えいたします。
主催：大妻保育臨床研究会
主 催：20240218sympo@gmail.com
参加申込フォーム

非行少年のソーシャルワークに対する臨床心理学の知識・スキルの有効性を検証するためのパイロット・スタディ

●福島 哲夫（大妻女子大学）

多賀 努（東京都健康長寿医療センター研究所）

1 背景と目的

少年院を出院した少年・少女等の多くに精神的な疾患・障害が疑われる。しかし、彼らの社会復帰・社会定着を支援するのは主に福祉領域の相談援助職であり、心ある相談援助職は、心理臨床の知識・ノウハウが欠けているために適切な支援を講じることができていない可能性があることに葛藤を感じている状況がある。また、福祉士として触法少年の相談援助に従事し、かつ、心理士として心理療法・心理検査も行っている特別研究員（社会福祉士・精神保健福祉士）から見て、心理臨床に関する中途半端な知識・ノウハウにもとづいた相談援助が不適切に行われているという見過ごせない現状もある。そこで、本研究は、触法少年の相談援助に従事している福祉専門職に対して心理臨床の専門家がスーパーバイズすることによってどのような効果が得られるか、検証することを目的とした。

2 研究方法

研究対象者 研究対象者は20歳代の女性で、大学で社会福祉学を専攻し、社会福祉士資格を保有している。触法少年の相談援助に特別研究員と共同で従事し、心理臨床の視点の必要性を感じている。

方法 研究対象者に対し、心理臨床の専門家（申請者）がスーパーバイズする事例検討会を継続的に実施した。

3 結果

2023年8月から2024年3月の期間に、2時間の事例検討会を計7回、実施した。

第1回（8月5日）

事例：20歳男性。少年院から継続。素行性障害。保護観察1回、少年院入院2回、警察に勾留1回。

ADHDと診断され、1年間の通院歴がある。衝動的でキレやすい。被支援者との関係構築が難しい。

助言内容・成果：細かな障害特性の理解に繋がった。難しく感じていた家族への対応についても、整理することができた。

第2回（8月23日）

事例1・2：18歳・20歳男性。少年院から継続。境界性知能。少年院入院歴あり。多機関連携を行うが、他機関と関係性が構築できず、被支援者からの拒否があったり、問題を起こす。支援者に対して過度の要求があり、対応が難しい。

事例3：19歳男性。少年院から継続。精神遅滞（療育手帳）・うつ（精神保健福祉手帳）。少年院退院直後から2か月間、自殺企図（縊死・OD）があった。食事は1日1食。不眠傾向。パチンコに通う体力はあるが、就労意欲はない。生活様式の改善が課題。

事例4：18歳男性。少年院から継続。被虐待体験があり、高校時代に薬物・不良交友が始まった。悪友といるほうが安心する。暴力団に入りたい・入れ墨を入れたい願望がある。犯罪傾向の強い被支援者との関わり方が課題。

助言内容・成果：細かな記録の取り方や、スーパービジョンに関する準備について助言を受け、基礎的なスキルを学ぶことができた。

第3回（9月13日）

事例概要：19歳男性。少年院から継続。IQ78（療育手帳B2）。乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・自立準備ホームに入所歴あり。自殺企図（自傷行為・OD・縊死）・希死念慮。臭覚異常・こだわり

等発達障害傾向。窃盗歴。精神が不安定で依存性が強く関わり方が難しい。

助言内容・成果：統合失調症とうつの違い、複雑性 PTSD など障害の症状や状態の違いなどを学ぶことができた。

第4回（10月16日）

事例概要：19 歳男性。少年院から継続。父から虐待されたが母は助けてくれなかった。死刑囚・怒羅権等のノンフィクションの悪いことをはじめた主人公に共感する。ケンカは、警察に捕まらないために地面に転がっている岩や指で目潰ししたりする。仕事は夜職が向いている。犯罪傾向の強い被支援者との関わり方が課題。

助言内容・成果：関わり方に難しさを感じていたが、スーパービジョンを受け、今後の関わり方について目標を設定することができた。

第5回（11月20日）

事例概要：18 歳男性。2 回目の少年院から継続。実母は薬物依存・服役経験があり、本人に対するネグレクトがある。義父が複数おり、異父兄弟が多い。電話で希死念慮を訴えるなど、振り回される状況への対応のしかたが難しい。

助言内容・成果：これまでの関わりの持ち方にも不安があったが、良く変化したことも含めて整理することができた。細かな障害の特性について知ることができ、特性の理解が深まった。

第6回（12月25日）

事例概要：18 歳男性。少年院から継続。IQ72。オランザピン服薬。祖母は OD および母に対する身体的虐待あり。母は精神が不安定（精神保健福祉手帳 2 級）。小学高学年から夜遊び。中学時に MDMA・コカイン等の薬物摂取。家出をきっかけに詐欺行為。就労直後に失踪するなど精神が不安定で関わり方が難しい。

助言内容・成果：依存症に関する支援等について理解が深まった。また細かな知能指数検査のデータから、生活上の困り感について改めて考えることができ、理解が深まった。

第7回（2月21日）

事例概要 1：20 歳女性。法人の相談案内を知ってははじめ LINE、その後、電話で連絡。恋人がいるのに複数の男性と関係を持ってしまう、自傷行為があるなど、依存傾向が強い。精神が不安定なときの対応が難しい。

事例概要 2：14 歳男性。小児性犯罪により補導され、少年院から継続。実父が連れ子（男児・女児）の実母と結婚。両親は、義姉の不登校に対する方針の違いで離婚。以後、実父と同居。小学6年以降、女児に対する性犯罪で少年院に入院。小児性愛を予防する支援のしかたが課題。

助言内容・成果：女性支援と男性支援の違い、傾向、緊急時の対応等について学ぶことができ、支援の不安が軽減された。医療との連携について検討することができた。

第8回（3月18日）

事例概要：28 歳男性。刑務所から継続。知的障害（療育手帳）。ADHD と診断されストラテラ服薬。児童養護施設・特別支援学級・グループホーム歴。転職・ホームレスを繰り返す。特殊詐欺で収監。社会復帰・就労意欲は強いが、衝動的でキレやすく、こだわりが強いため、対応が難しい。

助言内容・成果：支援スタッフと対象者との関わりや、スタッフ間での役割分担等について学ぶことができた。

4 考察

スーパーバイズを受けることにより、障害特性の理解が深まり、対象者の言動などを、より注意深く観察するようになり、日々の記録の作成や面談の方法に良い変化があった。支援の手法について、不安を感じることが多くあったものの、スーパービジョンを通じて、不安感を減らし、支援を行うことができるようになった。

心理臨床の専門家である研究員のスーパービジョンを受け、その中で行われる面談の進め方や対応の仕方、相談援助の手法についても学ぶことができた。

令和5(2023)年度 共生社会文化研究所予算 収支報告

予算	運営費		¥2,500,000
支出	研究員提案事業	No.01 小川 浩①	¥141,611
		No.02 藏野 ともみ①	¥33,411
		No.03 八城 薫	¥197,330
		No.04 藏野 ともみ②	¥165,496
		No.05 小川 浩②	¥66,822
		No.06 小川 浩③	¥139,681
		No.07 田中 優	¥111,948
		No.08 福島 哲夫	¥96,680
	HP 年間保守費		¥275,000
	年次報告書 製作費		¥143,000
	紀要 製作費		¥292,600
	パンフレット製作費		¥14,417
	その他（機器備品、消耗品、装用、通信費 等）		¥821,579
支出計		¥2,499,575	
残額		¥425	

V 資料

大妻女子大学人間関係学部 共生社会文化研究所規程

平成 30 年 12 月 4 日 制定

(趣旨)

第 1 条 大妻女子大学学則（昭和 48 年 4 月 1 日制定）第 39 条第 2 項の規定に基づき、人間関係学部（以下「本学部」という。）に共生社会文化研究所（以下「研究所」という。）を置く。

2 研究所の業務、組織及び運営については、この規程の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 研究所は、本学部の社会貢献の一環として、本学部が有する優れた知的資源を活用し、共生社会の実現に必要な方策や技術の開発、共生社会に関わる社会文化全般の基礎的研究、並びにその結果の応用的発展について、広く学際的見地から研究調査等を行い、これらの成果を広く提供するものである。

(事業)

第 3 条 研究所は、共生をキーワードとして研究を蓄積し、若手研究者及び研究や研修の機会を必要とする者をサポートする。

2 大学の社会貢献、卒業生や地域の専門職の再研修をバックアップすることで、多摩地域の全体的学術的レベルの向上に資するものとする。

3 企業や官公庁からアプローチしやすい窓口となることで、共生社会の実現に関わる産学官連携・地域連携による研究、研修活動を充実させるものとする。

(部門)

第 4 条 研究所は、第 2 条及び第 3 条を達するために次の部門を置き事業を行う。

(1) 研究部門

(2) 研修・産学官連携部門

2 研究部門の主要な研究領域は以下のとおりとする。

(1) 社会学領域

(2) 心理学領域

(3) 社会福祉学領域

(4) 健康美学領域

(5) その他必要と認めるもの

3 研修・産学官連携部門が対象とする領域は以下のとおりとする。

(1) 社会学領域

(2) 心理学領域

(3) 社会福祉学領域

(4) 健康美学領域

(5) その他必要と認めるもの

(組織)

第 5 条 研究所に次の構成員を置く。

(1) 研究所長

- (2) 研究員
- (3) その他研究所長が必要と認める者
- 2 研究所長及び研究員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない
- 3 研究所に顧問を置くことができるものとする。
- 4 顧問は、研究所に対して、研究所の運営に関すること及び研究調査企画等に関して助言を行うことができる。

(研究所長)

第6条 研究所長は、本学人間関係学部専任教授の中から学長が委嘱した者をもってこれに充てる。

- 2 研究所長は研究所を代表し、その業務を掌理する。

(研究員)

第7条 研究員は、人間関係学部専任又は常勤特任の教授、准教授、講師、助教、及び助教（実習担当）が兼任するものとし、学長の委嘱をもってこれに充てる。

- 2 研究員は、研究所の運営に関する事項を掌握する。

(特別研究員)

第8条 前条の他、学外者等を特別研究員とすることができる。

- 2 特別研究員は、第2条及び第3条を達するために必要と認められる者で、運営委員会の承認を経て研究所長から委嘱されたものとする。ただし、この場合は無給とする。

(事務担当員)

第9条 研究所の事業遂行の円滑化・効率化を図るため、研究所長が委嘱した者を事務担当者として置くことができる。

(研究所運営委員会)

第10条 研究所の運営その他、業務にかかわる事項を企画、遂行するために共生社会文化研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関する事項は別に定める。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、研究所の組織及び運営に関する必要な事項は、運営委員会の議を経て研究所長が定める。

- 2 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月11日より施行する。

大妻女子大学人間関係学部 共生社会文化研究所 運営委員会規程

平成 30 年 12 月 4 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大妻女子大学人間関係学部共生社会文化研究所規程第 10 条の規定に基づき、大妻女子大学人間関係学部共生社会文化研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(審議事項等)

第 2 条 運営委員会は、大妻女子大学人間関係学部共生社会文化研究所（以下「研究所」という。）に関し、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究所の運営に関する事項
- (2) 研究所事業の企画、実施、管理等に関する事項
- (3) 研究所員の人事に関する事項
- (4) 予算、決算に関する事項
- (5) 研究所規程等の改廃に関する事項
- (6) その他、研究所の目的を達成するために必要な事業に関する事項

(組織)

第 3 条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究所長
- (2) 学部長
- (3) 各学科長
- (4) 各専攻主任
- (5) 研究員
- (6) その他研究所長が認める者

(委員長)

第 4 条 運営委員会に委員長を置き、研究所長をもってこれにあてる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故が生じたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 5 条 運営委員会が必要と認めたときは、第 3 条に掲げる委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(雑則)

第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、研究所長が定める。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

大妻女子大学人間関係学部 共生社会文化研究所 特別研究員規程

令和2年2月28日 制定

(総則)

第1条 大妻女子大学人間関係学部共生社会文化研究所規程第8条の規定に基づく特別研究員を志望する者があるときは、以下の手続きに基づき、大妻女子大学人間関係学部共生社会文化研究所（以下「研究所」という。）の目的及び事業に即して適当と認められる場合、これを許可する。

(出願資格)

第2条 特別研究員となることができる者は、次の各号の一に該当し、研究員により推薦があった者とする。

- (1) 本学の人間関係学部以外の専任教員及び本学の職員
- (2) 本学以外の大学又は学術に関する研究施設に所属する者
- (3) 前二号以外の者で、研究員の指導又は研究員との協働の下、本研究所の研究及び産学官連携事業を実施する上で適当な経歴及び業績を有する者。

(出願書類)

第3条 特別研究員を志望する者は、次の書類を研究所長に提出するものとする。

- (1) 特別研究員願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書及び業績書

(選考)

第4条 特別研究員の選考は、大妻女子大学人間関係学部共生社会文化研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て研究所長が行う。

(研究指導)

第5条 特別研究員は、研究員の指導又は研究員との協働の下、研究等を行う。

- 2 特別研究員の指導又は特別研究員との協働を行う研究員は、受入れ時に決定し、運営委員会に報告する。
- 3 特別研究員の指導又は特別研究員との協働を行う研究員に変更があった場合、担当する研究員は速やかに運営委員会に報告する。

(受入の時期)

第6条 特別研究員の受け入れの時期は、原則として学期の初めとする。

(研究期間)

第7条 特別研究員の研究期間は、原則として2年とする。ただし、当該期間中に本研究所において研究等の実績があり、更に研究を継続する意思がある場合には、願い出により期間の延長を認めることができる。

- 2 研究期間延長の承認は、運営委員会の議を経て研究所長が行う。

(研究倫理)

第8条 特別研究員は、本学総務センター研究支援室が行う研究倫理教育を受講しなければならない。

- 2 特別研究員が、本研究所特別研究員として研究を行う場合には、研究員の確認を経て、大妻女子大学生命科学研究倫理審査委員会での審査を受けなければならない。

(身分の取消)

第9条 研究所長は、特別研究員として不適当と認めたときは、運営委員会の議を経てその身分を取消することができる。

(改廃)

第10条 特別研究員に関わる細則は、運営委員会の議を経て研究所長が定める。

2 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、令和2年2月28日から施行する。

大妻女子大学人間関係学部 共生社会文化研究所 紀要「共生社会文化研究」投稿規定

1. 本誌の性格

共生社会文化研究は、人間関係および共生、社会、文化に関する学際的な雑誌です。

2. 投稿者の資格

共生社会文化研究所の研究員であるか、共著者の中に共生社会文化研究所の研究員が含まれている必要があります。

3. 投稿者の責任

掲載された論文の内容についての最終責任は、共生社会文化研究所の研究員が負うものとします。

4. 投稿論文の種類と内容

4.1. 論文の種類

投稿を受け付ける論文種別は、原著論文、短報、総説、報告、資料、書評とします。投稿に際しては原稿の種別を明記してください。論文は、本誌に掲載される前に他の出版物に公表されていないものに限りです。

4.2. 論文の長さ制限を設けません。

5. 原稿の種別

<査読付き>

5.1. 原著論文

独創的研究で、十分な論証を経て価値ある結論を提示したもの。

5.2. 短報

研究として完結していないが、新しい事実や掲載価値のあるデータ、考察の記載があるもの。

<査読なし>

5.3. 総説

特定の題目について内外の研究を総括し、且つ著者独自の見解を含むもの。

5.4. 報告

論文の体裁を持つもの。技術報告、開発報告、フィールド報告等。

5.5. 資料

実験や調査等で得られた価値あるデータ。

5.6. 書評

図書資料についての感想、批評、評価。

6. 原稿の形式

6.1. 原稿の様式

原稿は Microsoft Office Word で作成した指定の様式（.doc 形式ファイル）を使用してください。それ以外の様式で作成した原稿は受け付けません。

6.2. 使用言語

- ・原則として使用言語を問いません。
- ・日本語の場合は、以下を英語で併記してください。
 標題・副標題・著者名・著者の所属機関名・キーワード・英文抄録（査読なしの論文については、英文抄録を省略することができます）
- ・日本語及び英語以外（例えば中国語やスペイン語など）の場合は、以下を英語で併記してください。
 標題・副標題・著者名・著者の所属機関名・キーワード・英文抄録

6.3. 単位

国際単位系（SI）に準拠します。

6.4. 原稿の構成

(1) 標題、副標題

日本語（またはそれ以外の言語）と英語の両言語で記載してください。

(2) 著者名

著者名は、姓名を略さずに、日本語（またはそれ以外の言語）と英語の両言語で記載してください。称号や学位は省略してください。著者が複数の場合は、当該研究・執筆に対し、寄与するところが多い者を先に記述します。著者は20名を上限とします。

(3) 著者の所属機関名

著者が所属している機関名を、日本語（またはそれ以外の言語）と英語の両言語で記載してください。所属機関の所在地は、郵便番号・番地などを省略せずに記載します。著者が複数いる場合は、記号や番号で著者に対応づけてください。

(4) 抄録

本文で使用した言語による抄録を付してください。日本語の場合は上限2,000字、英語の場合は400語程度を目安とします。

(5) キーワード

3～5語のキーワードを本文で使用した言語と英語の両言語で記載してください。

(6) 本文

図表も本文に挿入してください。本文中で文献を引用する場合には、本文中の引用箇所に順次番号をつけてください。

例1) 鈴木（2021）によれば…….

例2) ……などの報告もある（2021）.

(7) 謝辞、付記

研究の過程で何らかの援助を受けた場合、「謝辞」や「付記」の節を設け、簡潔な謝意を示すことができます。その場合、その援助者及び機関の名称及び援助の内容などを記載してください。

(8) 引用文献

引用文献は本文の最後にまとめ、文献リストの記載はアルファベット（abc）順に並べてください。著者名は、複数著者の場合、一人目の著者名を記述し、後はほかとしてください。英文の場合は、一人目の著者名を記述し、後はet al.としてください。

記載方法は以下のように統一してください。

<雑誌>

著者名（出版年）. 論文名. 誌名., 巻数, 号数, 開始ページ-終了ページ.

近藤四郎ほか（出版年）. 足の計測値統計の一試案. 人類学雑誌, 61（4）, 7-14.

Ohsawa, Seiji et al. (出版年). Growth standards for children's weight of 12 ethnic groups in Myanmar and Thailand. Japan Journal of Human Growth and Development Research, 51, 46-56.

<書籍の中の論文, 章など>

著者名 (出版年). 論題. 編著者名. 書名. 版表示, 出版社, 開始ページ-終了ページ.

鵜飼保雄 (出版年). “遺伝率の相対性”. 量的形質の遺伝解析. 医学出版, 109-110.

Harrison, Bruce. “Risks of handling cytotoxic drugs”. The Chemotherapy Source Book. 3rd ed., Lippincott Williams & Wilkins, 566-580.

<ウェブサイト>

著者名. “ウェブページの題名”. ウェブサイトの名称. 入手先, (入手日付).

科学技術振興機構. “参照文献の書き方”. 科学技術情報流通技術基準. http://sist-jst.jp/handbook/sist02_2007/main.htm, (参照 2012-2-15).

“Grants.gov Application Guide SF424 (R&R)”. U.S. Department of Health and Human Services. <http://grants.nih.gov/grants/funding/424/index.htm>, (accessed 2012-2-1).

<特許>

特許出願人名. 発明の名称. 特許文献の番号等. 公開特許公報等の発行の日付.

文部科学省研究振興局長. 廃プラスチック選別機. 特許第 3752522 号. 2006-3-8.

Arata, Andrew. Process for treating water. U. S. Patent 6890953. 2005-5-10.8.

7. 投稿の手続き

当研究所 HP の投稿サイトから受け付けます。

8. 編集委員会での原稿の取り扱い

8.1. 原稿受付日

原稿が投稿された日をもって受付日とします。

8.2. 査読

掲載は編集委員会で決定します。なお、次の場合には、不採択とします。

(1) 本誌で扱う分野と著しくかけ離れている。

(2) 投稿規定と著しくかけ離れている。

(3) 既に公表されているもの。

(4) 学術的な観点から不適當と判断したもの。

(5) その他、編集委員会が不適當と判断したもの。

査読付き論文（原著論文、短報）の採否は、編集委員会が指名する査読者 2 名による査読結果を踏まえて審査を行い、採否を決定します。なお、審査の結果、期限を定めて修正を求める、あるいは（著者の了解を経たのち）論文種別を変更して掲載する場合があります。

9. 掲載原稿の校正および発刊の方法

掲載決定後、著者に掲載原稿を送付します。速やかに校正を行ってください。校正は 1 回のみとします。

校正終了後、電子版を当研究所ホームページにて随時公開し、年度内に冊子化します。

＜冊子作成のためのスケジュール＞

- 1 月上旬 原稿入稿締切
- 1 月下旬 業者から執筆者へ「初稿」を発送
- 2 月上旬 執筆者から業者へ「初稿の校正」を返送
- 2 月下旬 業者から執筆者へ「二校」を発送
- 3 月上旬 執筆者から業者へ「二校の校正」を返送・校了
- 3 月下旬 納品

10. 別刷

別刷は有料で別に定める価格により購入することができます。

11. 著作権

投稿者は、本誌の刊行及び電子版の掲載する著作物またはこれを原著作物とする二次的著作物の著作権及びこれら著作物の翻訳、翻案、データベースへの取込み及び送信の権利等、本誌に掲載する著作物に関する一切の権利を、信託財産として大妻女子大学共生社会文化研究所に包括的に譲渡します。

また、信託財産の趣旨に反しない限り、著作者は著作物に対する著作者人格権を行使しないこととします。

12. 規定の改廃

この規定の改廃は、運営委員会の議を経て大妻女子大学共生社会文化研究所長が定めます。

人間関係学部共生社会文化研究所 特別研究員 願書

記入年月日

令和 年 月 日

(かな)

氏名： (漢字) ㊞

生年月日： 年 月 日

自宅住所：

所属組織 職名

志望の理由

主な研究テーマ

推薦者（研究員）

㊞

* 氏名欄の㊞は押さずに、推薦者（研究員）欄は空欄で、Word のまま募集期間内に、
<https://forms.gle/GPUobAmk65UmhKwc7> から出願してください。

令和 5(2023)年度 大妻女子大学人間関係学部
共生社会文化研究所年報
2024 年 7 月発行

編集・発行： 大妻女子大学 人間関係学部 共生社会文化研究所
所 在 地： 206-8540 東京都多摩市唐木田 2-7-1
連 絡 先： IISC@ml.otsuma.ac.jp